

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱

平成28年4月15日 総基高第11号

最終改正：平成29年4月19日 総基事第47号

(通則)

第1条 情報通信基盤整備推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又はその連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委任をして実施することを約した複数の市町村をいう。以下同じ。）に対し、情報通信基盤整備推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について補助金を交付することにより、地域における情報通信の格差を是正し、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、超高速ブロードバンドサービスの提供に必要となる施設及び設備を整備する事業であって、市町村又はその連携主体（次の各号に掲げる地域（以下「条件不利地域」という。）のいずれかを含む地域において事業を行う者に限る。）が行うものをいう。

- 一 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）
- 二 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
- 三 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成

14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄をいう。以下同じ。)

四 半島(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。)

五 山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。)

六 特定農山村(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。)

七 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。)

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の額は、別表1に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第5条 総務大臣(以下「大臣」という。)は、次の表の左欄に掲げる額を予算の範囲内において同表右欄に掲げる対象となる者に交付する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり100万円をそれぞれ下限とする。

額	対 象
補助対象経費の1/3に相当する額	財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。以下同じ。)が0.3以上の市町村(離島を整備する市町村及びその連携主体を除く)
補助対象経費の1/2に相当する額	財政力指数が0.3未満の市町村(離島を整備する市町村及びその連携主体を除く)
補助対象経費の2/3に相当する額	離島を整備する市町村及びその連携主体

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 市町村又はその連携主体が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書及び様式第2号による整備計画を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による交付の申請があつたときは、別表2に定める審査基準を満たすものであつて、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第3号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、第6条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた市町村又はその連携主体（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があつた日から20日以内に、様式第4号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第5号による変更承認申請書及び変更後の様式第2号に定める整備計画を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

らない。

(1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月3日のいずれか早い日までに、様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調

査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第9条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第18条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第19条 前条第1項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって補助事業者が様式第13号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

2 補助事業者が取得した土地については、前項による財産処分のほか、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(収益納付)

第20条 大臣は、補助事業者に、補助事業によって整備した施設の貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(整備計画の事後評価)

第21条 補助事業者は、補助事業の終了後に、整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、様式第14号及び様式第15号による報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項に基づく報告書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、必要な助言をすることができる。

(書類の提出)

第22条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、申請者又は補助事業者（市町村の連携主体を代表する市町村を含む。）の所在地を管轄区域とする各総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則（平成28年4月15日総基高第11号）

1 この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則（平成29年4月19日総基事第47号）

1 この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（岩手県、宮城県、福島県の市町村に限る。）のうち、財政力指数が0.3未満であって、平成32年度末までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）を受けた市町村において、その被害額が特に大きい場合における激甚災害により被害を受けた超高速ブロードバンド基盤の復旧に対する本要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第2条</p>	<p>この補助金は、地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又はその連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委任をして実施することを約した複数の市町村をいう。以下同じ。）に対し、情報通信基盤整備推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について補助金を交付することにより、地域における情報通信の格差を是正し、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的とする。</p>	<p>この補助金は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）により超高速ブロードバンド基盤が被害を受けた市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又はその連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委任をして実施することを約した複数の市町村をいう。以下同じ。）に対し、情報通信基盤整備推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について補助金を交付することにより、激甚災害により被害を受けた超高速ブロードバンド基盤の復旧を図ることを目的とする。</p>
<p>第3条</p>	<p>この要綱において、「補助事業」とは、超高速ブロードバンドサービスの提供に必要な施設及び設備を整備する事業であって、市町村又はその連携主体（次の各号に掲げる地域（以下「条件不利地域」という。）のいずれかを含む地域において事業を行う者に限る。）が行うものをいう。</p> <p>一 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）</p> <p>二 辺地（辺地に係る公共的施設の</p>	<p>この要綱において、「補助事業」とは、激甚災害により被害を受けた超高速ブロードバンド基盤の復旧を図るために必要となる施設及び設備を整備する事業であって、市町村又はその連携主体（激甚災害により超高速ブロードバンド基盤が被害を受けた地域において事業を行う者に限る。）が行うものをいう。</p>

	<p>総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）</p> <p>三 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。以下同じ。）</p> <p>四 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）</p> <p>五 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）</p> <p>六 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。）</p> <p>七 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）</p>	
別表2 「交付」	条件不利地域のいずれかが含まれている、超高速ブロードバンドが整備	激甚災害により超高速ブロードバンド基盤が被害を受けた地域であるこ

決定の 審査基 準」の 項中	されていない地域であること。 地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。	と。 地方公共団体が行う情報通信基盤の復旧に係る取組等各種の復旧に関する計画との調和が図られていること。
様式第 1号	地域の振興又は整備に関する計画の 写し	復旧に関する計画の写し
様式第 1号 別紙1	(注2) 事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域で、かつ、条件不利地域を含む地域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。	(注2) 事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。
様式第 2号	条件不利地域該当状況 ※地域ごとに記載。複数の種類の条件不利地域に該当する場合は、その全てを記載。	激甚災害指定状況
	地域の振興又は整備に関する計画との調和に関すること	復旧に関する計画との調和に関する こと
	※地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画における当該事業の位置づけ、当該事業によりもたらされる効果等について具体的に記述。	※地方公共団体が行う情報通信基盤の復旧に係る取組等各種の復旧に関する計画における当該事業の位置づけ、当該事業によりもたらされる効果等について具体的に記述。

別表 1

内容
<p>(1) 施設・設備費</p> <p>ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 光電変換装置(イ) 光成端架(ウ) 線路設備（中継装置及び分岐装置を含む。）(エ) 送受信装置(オ) ヘッドエンド装置(カ) 無線アクセス装置(キ) 鉄塔(ク) 局舎施設(ケ) 外構施設(コ) 電源供給施設(サ) 構内伝送路(シ) 管理測定装置 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p> <p>(2) 用地取得費・道路費</p> <p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

別表 2

交付決定の審査基準

整備内容	下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンド（以下「超高速ブロードバンド」という。）サービスを提供するために必要となる施設及び設備を整備する事業であること。
整備主体	市町村又はその連携主体であること。
整備地域	条件不利地域のいずれかが含まれている、超高速ブロードバンドが整備されていない地域であること。
交付対象経費	別表1に掲げる施設及び設備の整備に係る経費であること。
整備計画	採用予定の運営方式が明示されていること。
	地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。
	超高速ブロードバンドサービスの加入世帯数等に関する目標が設定されていること。